

令和 5 年 第 1 2 回 農業委員会 議事録

令和 5 年 1 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 4 5 分に第 1 2 回 農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
1 0 番 後 藤 一 彦	1 1 番 本 間 俊 悦	1 2 番 伊 勢 村 孝 之
1 3 番 石 川 富士太郎	1 4 番 笹 原 光 政	1 5 番 小 松 栄 作
1 6 番 齋 藤 吉 勝	1 7 番 山 口 栄 子	1 8 番 鈴 木 藤 光
1 9 番 星 川 礼 子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

5 番 (西塚 喜行) 1 3 番 (石川富士太郎) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--|
| 報第16号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第42号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第43号 | 非農地証明について |
| 議第44号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第45号 | 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願
について |
| 議第46号 | 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格
証明願について |

令和 5 年 第 1 2 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 5 年第 1 2 回通常総会を 1 2 月 2 5 日（月）市役所大会議室において午前 1 0 時 4 5 分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席願います。5 番西塚喜行委員、1 3 番石川富士太郎委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 7 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に会長より、ごあいさつをお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんご苦労さまです。開会前に鶏舎新築の説明がありましたけれども、これからも尾花沢市の農業の一つとして、ブロイラーも必要かと思いますので理解していただき、暖かく見守っていただきたいと思います。今年は雪が非常に少なくて過ごしやすいですが、急に暖かくなったり寒くなったり寒暖差が激しくなることもありますので、風邪などひかないよう体には十分注意していただきますようお願いいたします。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございます。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和５年第１２回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、１４番 笹原 光政 委員、１５番 小松 栄作 委員 以上の２名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第１７号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第16号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から6頁をご覧ください。案件は17件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1からNo.5は別人へ貸借予定です。No.6、No.7は統合小学校建設の予定地であります。市へ売買予定です。No.8、No.9は別人へ売買予定です。No.10からNo.13は同人へ売買予定です。No.14は自作予定です。No.15、No.16は現時点では未定とのことです。なお、No.15は近年不作付けであった田です。No.16は筆界未定地を含みます。No.17ですが、聞き取りによると受け人が法人化を予定しており、3月以降に農地中間管理機構の転貸で借受け予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第16号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第４２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が８件、賃貸借権の設定が５件です。

所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが３件、高齢化による経営縮小によるものが２件、労力不足によるものが２件、贈与によるものが１件です。

９頁は貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の労力不足によるものが３件、高齢化による経営縮小によるものが１件、受け人側からの要望によるものが１件です。

No. １からNo. １３は不許可要件である農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第４２号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第４３号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第１班主任、高橋
央委員の報告・説明を求めます。

(７ 番 高橋央委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４３号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手
を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第４４号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。それで
は、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第４４号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。

議案書１４頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表です。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借３１件、使用貸借２件、転貸２件、所有権移転１１件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が３，５６４ａです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手３３名、受け手１５名、使用貸借が出し手２件、受け手１名、転貸が出し手２名、受け手２名、所有権移転が出し手１１名、受け手９名です。出し手の合計４８名、受け手の合計２７名です。

次に、下段に移りまして期間別内訳です。賃貸借設定は、３年未満が４件で１７６ａ、３年から５年が１２件で１，００３ａ、６年から９年が１件で１３８ａ、１０年以上が１４件で１，３８４ａです。転貸はすべて１０年以上の設定で８０ａです。

１０ａ当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

１５頁からは個別状況です。このうち、１５頁から２９頁は利用権設定で、３０頁から３３頁は所有権移転分です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第４４号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議第４５号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第４５号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書３４頁および３５頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、３年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４５号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第４６号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第４６号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」ご説明いたします。議案書３６頁および３７頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、３年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４６号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和５年第１２回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前１１時１２分　以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和５年１２月２５日

尾花沢市農業委員会

議　長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____